2016/1/29

北区画街路第３号線
事業認可及び
計画概要について

北区役所土木政策課

City of Kita

事業認可とは

　事業認可とは、都市計画法の規定に基づき、認可権者（国土交通大臣又は都道府県知事）が事業者からの認可申請に対して与える行政処分のことで、事業認可がなされると、様々な法的効果が発生します。

City of Kita

事業認可取得に伴う法的効果

①　建築等の制限（都市計画法６５条）

事業地内で次のことをする場合は、東京都知事の許可が必要です。

- 土地の形質の変更
- 建築物や工作物の建設
- 移動の容易でない物件の設置や堆積

②　土地建物の売買の制限（都市計画法６７条）

事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを北区へ届け出る必要があります。

また、その届け出後３０日以内は売買が行えないなどの一定の制限があります。

City of Kita

事業認可取得に伴う法的効果

③　その他、「土地収用法」に基づく効果

公共の利益となる事業（公共事業）のために、事業用地の取得が必要となることがあります。このような場合、原則として、任意による売買契約により、土地を取得しています（任意買収）。

しかし、任意買収は、権利者である相手方の同意が必要なので、相手方が同意しない場合には、事業が進まなくなります。

そこで、公共事業のためにどうしても土地を取得しなければならない場合に、土地収用法により、権利者の意思に関わりなく、土地を取得させる土地収用制度が設けられています。

City of Kita

計画概要

路　線　名	東京都市計画道路事業区画街路北区画街路第３号線
区　　間	東京都北区赤羽西一丁目３５番～赤羽西四丁目２４番先
計画延長	２９５．１４m （うち補助第１５７号線交差点部分　５．０４m）
道路規格	第4種第2級
設計速度	３０ｋm/h
道路幅員	１５．００m
幅員構成	車道幅員３．００m、路肩１．００m 歩道幅員３．５０m（両側）
歩道構造形式	セミフラット式
歩道舗装構造	透水性インターロッキングブロック舗装
事業予定期間	平成２５年度～平成３２年度

City of Kita

事業認可区間

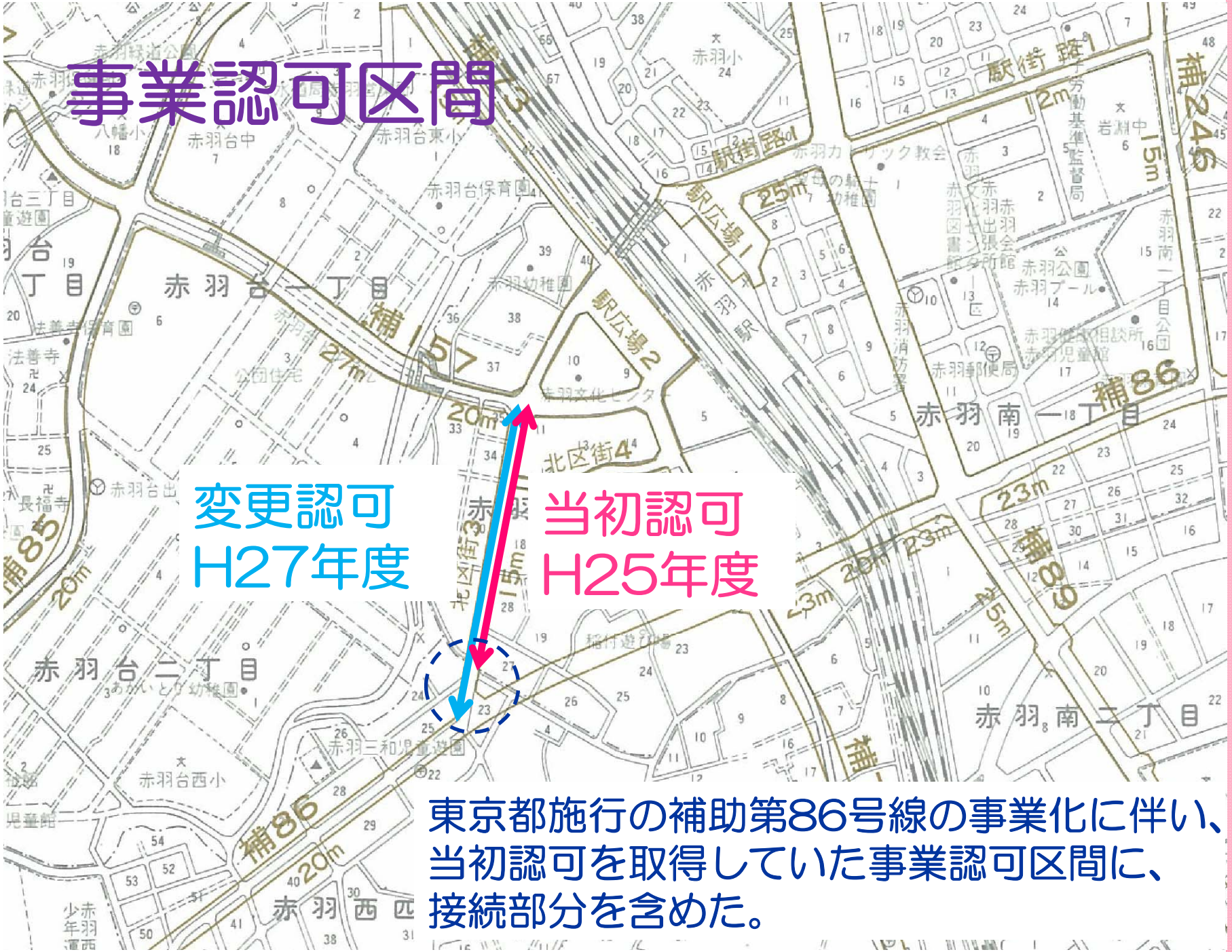
変更認可
H27年度
当初認可
H25年度
東京都施行の補助第86号線の事業化に伴い、
当初認可を取得していた事業認可区間に、
接続部分を含めた。

事業認可区間

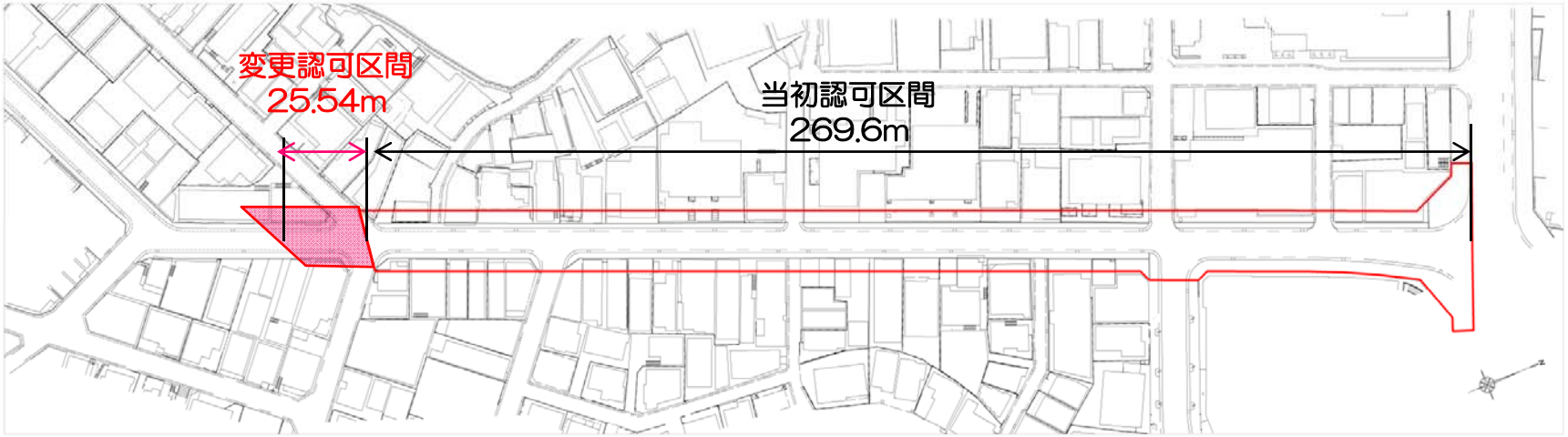

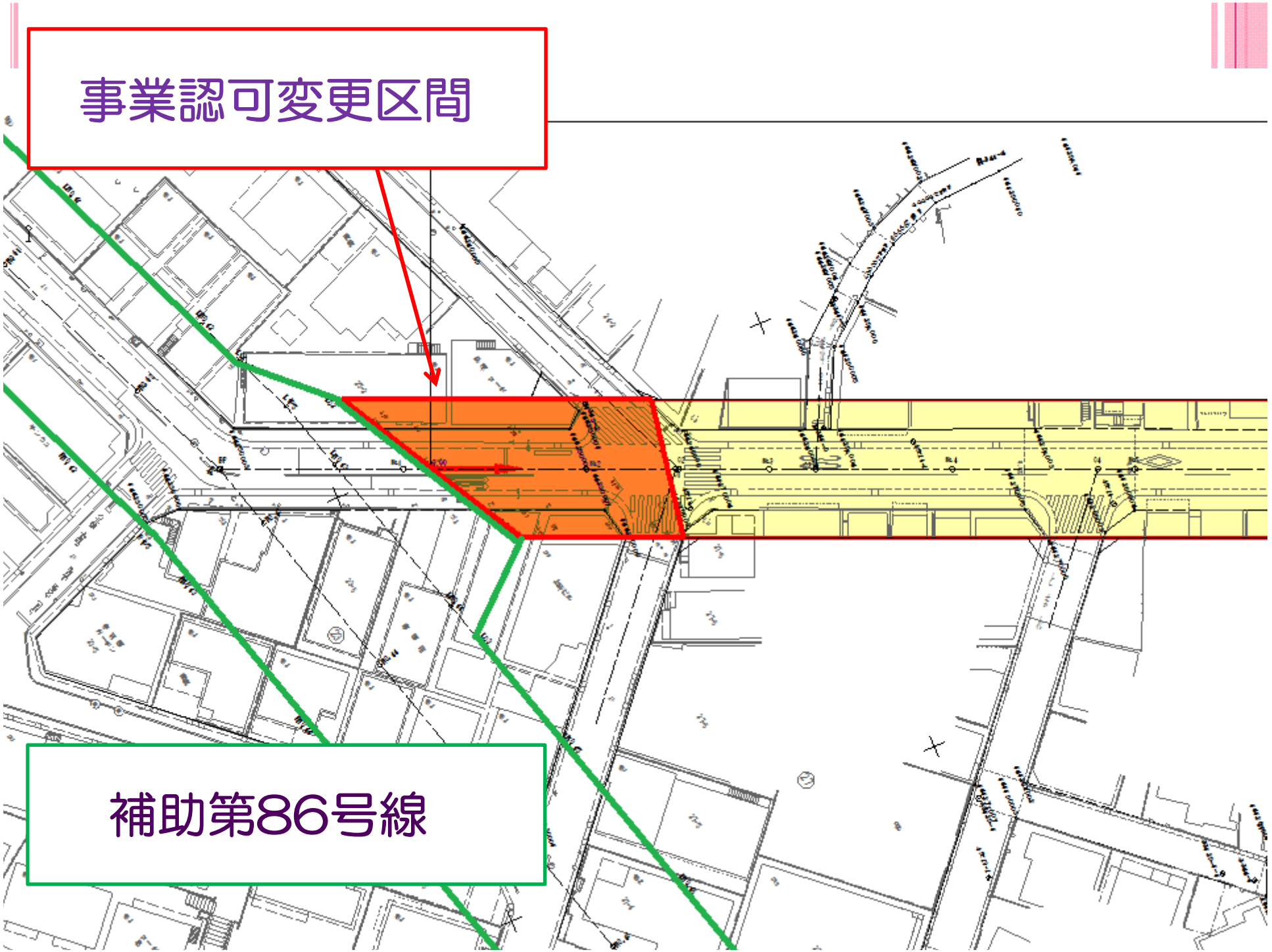
事業認可変更区間
補助第86号線

標準横断図

現況

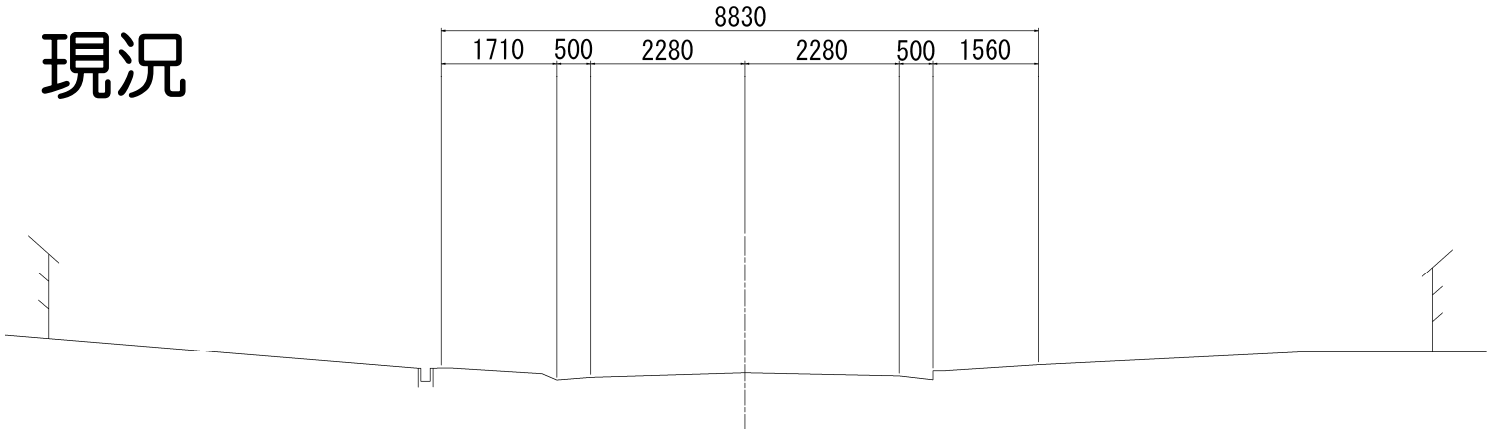
8830
1710
500
2280
2280
500
1560

計画

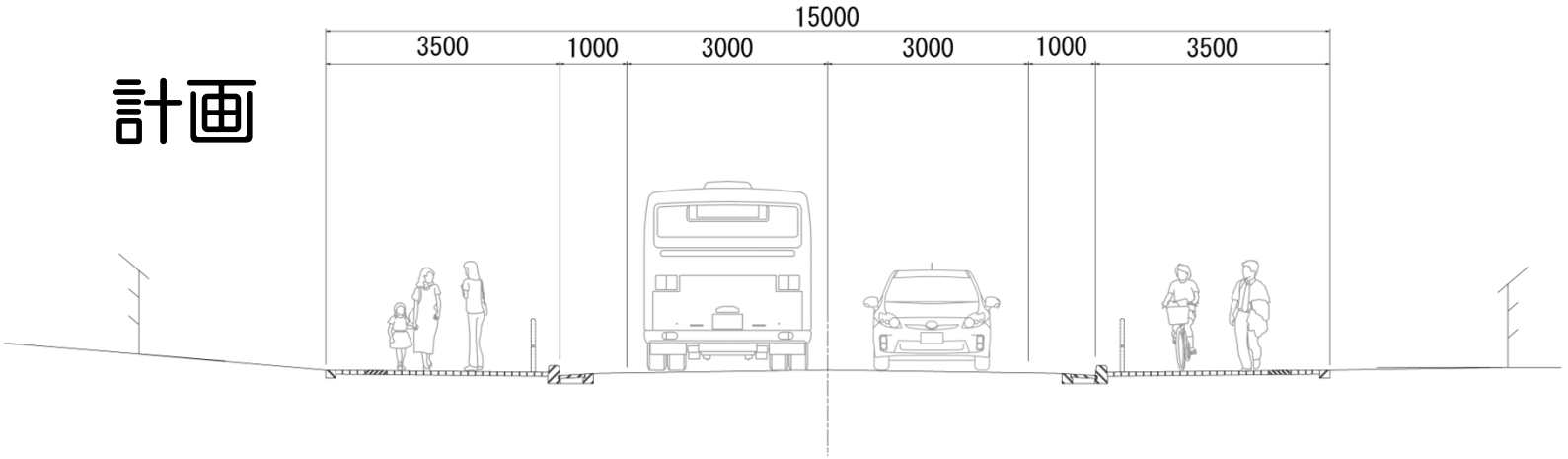
15000
3500
1000
3000
3000
1000
3500

スケジュール

平成25年度から用地取得着手

↓ 用地取得完了見込み年度

電線共同溝設計・・・1年

↓ 用地取得完了後

道路詳細設計・・・・1年

整備工事・・・・・・3年程度

↓

平成３２年度完了予定

City of Kita